

2021年6月通常会議 意見書案に対する討論

2021年7月2日

杉浦 智子

私は、ただいま議題となっております

[意見書案第7号](#) 特別支援学校の教育環境の改善を求める意見書

[意見書案第11号](#) 性的少数者差別をなくす法律の早期成立を求める意見書

[意見書案第14号](#) 人権を侵害する土地利用規制法の廃止を求める意見書

について、賛成討論を行います。

まず意見書案第7号についてです。

特別支援学校には障害のある子どもたちの学び、発達する権利を保障する大事な役割があります。全国的に在籍児童・生徒数は増加し、20年間で約1.63倍にもなっています。にもかかわらず、施設整備は進まず、学校数の増加は約1.16倍に留まっており、極めて不十分な状況です。滋賀県では10年間に2倍近くになっている学校もあり、とりわけ深刻で、くり返し国会で取り上げられるほど超過密・マンモス化が常態化しています。

本市の南部に住む子どもたちが通う草津養護学校は、本市と草津市の人口増加地域を校区にしています。開校時の1991年には全校の児童・生徒は103名でしたが、県教育委員会は、2017年に児童・生徒の増加を最大で313名と見込み、増築や甲南高等養護学校の定員増や三雲養護学校石部分教室の設置により対応できるとしてきました。しかし、増加数はこの想定を超え、今年度当初で369名と、開校時の4倍になろうとしています。

わが会派は、実態調査のため幾度か訪問させていただいてきました。教室が不足し、特別教室を転用したり、教室をカーテンで間仕切りしたり、廊下で授業をおこなったりされていますが、全校での調整が必要で、学習内容を変更して対応せざるを得ないことも度々あるとのこと。さらに現在は、新型コロナ感染予防のために密を避ける必要がありますが、とてもできないとのこと。

防災上の課題も山積しています。休み時間も児童・生徒がひしめきあい、子どもたちが思い切り体を動かして遊ぶことができません。スクールバスも過密です。バスを利用する子どもたちの45%以上が1時間以上乗車し、身体への負担やストレスに耐えています。下校時には放課後デイサービスなどのお迎えの車が70台出入りすることもあり、教員のみなさんが安全を確保するために苦慮いただいています。

全国的な特別支援学校の在籍者数増による慢性的な教室不足を解消するため、国も5年間の集中取組期間を位置づけ、自治体の取組を後押しするとし、滋賀県においても増築・改修に着手する予算が計上されています。しかし、増築だけでは体育館、グラウンド、プール等、子どもたちの成長に欠かせない施設・設備は児童・生徒数に見合うものとはなりません。さらに、2011年の草津養護学校での教室増築のように、本校舎から離れたところに設置されることもあります。草津養護の保護者から子どもたちの安全を危惧する声が上がったように、移動による子どもたちへのストレスや安全確保、1日を通した学校生活に新たな課題が生まれます。一方で、敷地内の増築では、運動や遊びのスペース、駐車場などがますます狭隘化してしまいます。

保護者のみなさんは18年前から「大津市南部に養護学校を新設し本校分離を」求める署名など運動に取り組んで来られました。切実な願いがようやく届き、昨年国会で国が特別支援学校の設置基準の必要性を認め、現在、制定に向けて取り組まれています。

草津養護学校が抱えているさまざまな課題は、学校自体を新設し、分割することなしには解決しません。「今後の児童・生徒数の見極め」を理由に先送りすることは、現在の子どもたちの学び、発達する権利を侵害することであり、許されないことです。

子どもたちの教育環境を整え、成長を保障することは行政の重大な責務です。滋賀県ならびに滋賀県教育委員会は、速やかに分離新設に向けた具体的な取り組みを進めるべきであることから、本意見書案に賛成するものです。

次に意見書案第 11 号についてです。

現在、同性パートナーシップ条例・制度をもつ自治体は、本年 6 月 1 日時点で全国 106 自治体に広がっています。佐賀県、三重県は近々、名古屋市も今年度中に導入を目指しているとのこと。日本経団連が実施した「LGBTへの企業の取り組みに関するアンケート」では、2017 年時点でも、90%以上の企業が「性的少数者に関して社内の取組が必要」と回答しています。勇気を出して声を上げた当事者や、その支援者たちによる性的マイノリティへの差別をなくすための運動が、社会を大きく動かしています。先の国会では、超党派の議員連盟において、初めて差別解消法案に関する与野党の合意がなされるなど大きな前進がありましたが、法案成立には至りませんでした。

与党自民党内の議論の中で、重大な差別発言やバッシング、当事者の存在否定ととれる発言がなされていたことを、大変遺憾に思うと同時に大きな怒りを感じています。議論の中で噴出した差別発言は、これまでも繰り返され、社会的にも問題があると指摘されてきた内容と同種のものであります。性的少数者の課題は、人権の問題であり、日本は、国連人権理事会からも 2008 年以來差別を法律で禁止すべきと是正勧告を受け続けています。性的指向による雇用差別を禁止している国の数は、EU 加盟国のすべてやカナダ、アメリカ（一部の州）などを中心に、2019 年時点で 80 カ国以上にのぼっています。また G7 のうち、日本以外のすべての国で、LGBTに関する差別を禁止する法律が整備されています。

いまこの瞬間も、無理解や偏見に苦しみ、自尊感情を育てることができずにいる子どもや若者たちが存在します。例えば、学校で自分の性別に違和感があることを教員に相談したところ、「そんな風だと堅気の仕事に就けないぞ」とたしなめられたとか、外見や仕草から性的指向や性自認が非典型であることが推測され、学校で奇異の目にさらされ不登校になった、大学のキャリアセンターでカミングアウトをして就職活動をしたい旨を伝えたら、大学の恥になるから言うなと口止めされたなど、私たちの日常生活の中に多くの差別が存在します。そしてアウティング、いわゆる本人の性のあり方を、同意なく他者が暴露してしまうことの問題も非常に深刻で、自死に追い込まれる事案もたくさんあります。

性的少数者の支援をされている団体の方が、当事者に抱えている問題はないかと尋ねたら、「隠して生活しているから問題はない」という答えが返ってきたと、隠して生活しなければならない状態を「問題」と認識できない状況にさせられていると指摘されていました。当事者が自分自身を守るために隠すしかない、というところに、世の中が追い込んでいるのです。社会にはびこるあらゆる差別の根は、社会的な構造の影響を受け、意識無意識にかかわらず一人一人の暮らしの中に入り込んできます。単に「私は差別しません」という個人の意識だけでは解決できない課題があります。

政府が性的少数者差別を許さない法律を制定することは、マイノリティへの差別というだけでなく、日本社会の長年の克服すべき慣習をも乗り越える力となり、さまざまな属性による差別をなくし、平等な社会を実現するための大きな一歩となることは間違いありません。女性、障がい者、外国

人・民族的マイノリティなど、これまでさまざまな形で理不尽な差別を受けてきた人々が、当たり前の「平等」を求めて法制化にたゆまぬ努力を行ってきました。多様な性のあり方を認め合う社会は、社会のすべての構成員が個人の尊厳を大切にされ、いきいきと暮らせる社会につながると考えるものです。議員各位の賛同を強く求め、本意見書案に賛成します。

最後に意見書案第 14 号についてです。

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び規制等に関する法律、いわゆる土地利用規制法は、先の通常国会の閉会直前に採決が強行され賛成多数で可決されました。この法律は、政府が安全保障上「重要」とする施設の周辺 1km 圏内および、国境離島の住民や土地所有者、利用者について、施設の「機能を阻害するおそれ」がないかを、そこにいる、その土地を利用しているだけで調査し、監視下に置くものです。そこには歯止めがなく、何が「重要施設」か、対象が誰であるのか、何を調査するのか、条文上の制限がありません。「関係者」まで含まれるとされ、あらゆる人が対象になり得るということです。重要施設については、自衛隊や米軍の基地のほか、原発や軍民共用空港など重要インフラ、生活関連施設まで、政令で指定するとしています。「特別監視区域」と指定されれば、売買等の届出義務が罰則付きで科されます。

また個人に関わる情報について、「土地利用と関係なければ調査対象とならない」というものの、関係があるかどうかは調査して見なければわからないことで、その判断も調査側です。自治体は、求められれば調査に必要な情報を提供するものとされています。さらに、役所や事業者、地域住民から情報提供を受ける窓口をつくると、密告まで推奨するつもりで、あらゆる手段が総動員されようとしているのです。

そして、「機能を阻害する行為」があれば、勧告、命令、罰則の対象となります。しかし機能阻害行為とはなんなのか、法律に定めがありません。罪となるべき行為は法律に明示されなくてはならないとする、罪刑法定主義の原則にも反する法律です。国会での参考人質疑においても、与党推薦の参考人からも「条文を読んだだけではどのようにも解釈が可能になることはあってはならない」と指摘され、参考人全員が条文で歯止めを加えてほしいと求めたにもかかわらず、これを無視して採決が強行されました。

なぜ、そこまでして住民を調査し、監視しなければならないのか、政府はその理由として、基地周辺での外国資本による土地購入に対する住民や自治体の「不安」があることをあげていました。しかし日本共産党の赤嶺衆議院議員の質問により、①2013 年以降、全国 650 の自衛隊基地周辺で土地調査を行ったが、外国人とみられる土地取得は 7 筆で、運用に支障が生じた事例はない、②外国人による土地取得に関する意見書の提出は全国約 1,800 自治体中 16 件のみであることを認めています。また自治体からの主な懸念は、外国資本の流入に対するもので、安全保障上の機能阻害ではありません。法案の「立法事実」は提案前から破綻していたのです。

戦前の要塞地帯法は、基地周辺で撮影やスケッチをただけで処罰されました。しかしその要塞地帯法でさえ、「測量、撮影、模写、録取することを禁ず」とし、禁止事項を明確に規定していました。土地利用規制法は、何を禁止事項にするかも政府のさじ加減であり、要塞地帯法の「再来」どころか「拡大」とも言えるものです。

この 6 月にも、沖縄やんばるの森に放置されたままの弾薬など米軍の廃棄物を除去してほしいと、その一部を基地ゲートに置いた蝶類研究者が、威力業務妨害として家宅搜索され、パソコン、スマートフォンなどを押収され取り調べを受けました。また、本法の国会質疑で自由民主党の杉田衆議院

議員が、沖縄で基地建設などに反対する市民にも法律を適用するよう求めていました。土地利用規制法の真の狙いは、戦争拠点となり、騒音や環境破壊などをもたらす基地や政府の政策に疑問を持つ住民を監視することにあるのではないのでしょうか。

この大津市においても大津駐屯地に隣接する土地所有者の調査が行われていたことが国会で明らかになっており、住民からの不安の声が上がっています。

国家の利益のために問答無用で国民の主権を侵害する国家は、まともな民主主義国家とは言えません。財産権やプライバシー権、思想・良心の自由など基本的人権を脅かし、国民の監視を強める法律は廃止するしかなく、本意見書案への議員各位の賛同を強く求め、賛成討論とするものです。

以上で討論を終わります。